

提案する諸条例等の制定要旨

議案第23号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

この条例は、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日総務省自治行政局長通知）を受け、行政手続における押印の見直しを行い、条例上の関係規定を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第24号 南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日総務省自治行政局長通知）を受け、行政手続における押印の見直しを行い、非常勤消防団員が任命後に署名する宣誓書の押印を廃止するもの、及び消防団員に支給する手当のうち、危険を伴う火災の消火活動、地震、津波、風水害等に係る出動手当について、処遇の改善を図る観点から1回の単価を上げるため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第25号 南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条
例制定について

この条例の一部改正は、施設使用料について30分間当たりの使用料を定めることにより利用者の利便性を高めるもの、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第26号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定に
ついて

この条例の一部改正は、施設使用料について30分間当たりの使用料を定めることにより、利用者の利便性を高めるもの、南あわじ市文化体育館のサブアリーナに空調設備を新設したことによる冷暖房費を定めるものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第27号 南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例の一部を改正する
条例制定について

この条例の一部改正は、30分間当たりの使用料を定めること及び開設期間の

限定を廃止することにより、利用者の利便性を高めるもの、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第28号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、丸山地区公民館の改修工事により新設又は改修された会議室等の名称及び使用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第29号 南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、現状の利用実績及び利用意向を勘案し、「就労移行支援」を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第30号 南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和2年度税制改正に伴う地方税法の一部改正による、未婚のひとり親も対象としたひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の見直しにより、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正され、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の措置が廃止となるため、本条例の関係規定について所要の改正をするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定め、改正後の南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の規定は、令和3年9月1日以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用すると定めております。

議案第31号 南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、昭和52年に建設された南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所が老朽化等により、丸山公民館の空き空間に移転・複合化するため、所在地を「南あわじ市阿那賀1278番地1」から「南あわじ市阿那賀1348番地」に改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第 3 2 号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、陸の港西淡におけるレンタサイクル利用区分について、4 日目以降利用する場合の使用料について定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 3 年 4 月 1 日と定めています。